

■ 農業法人全国秋季セミナーのお知らせ

ー全国秋季セミナーが今年度は秋田市で開催されます。ー

「農業法人全国秋季セミナー2003 inあきた」が10月31日から11月1日にかけて「自然を活かし自然に生かされた農業と農業法人」=環境保全型から環境創造型への進化=をテーマに開催されます。

募集要項は各都道府県の農業法人組織事務局に今月中に配布される予定です。お問い合わせは各事務局にお願いいたします。

台風10号が日本列島を縦断、各地に被害を与えていきました。被害に遭われた地域、会員の皆様方に対しまして事務局一同心よりお見舞い申し上げます。

「AgriBusiness 経営塾」160号

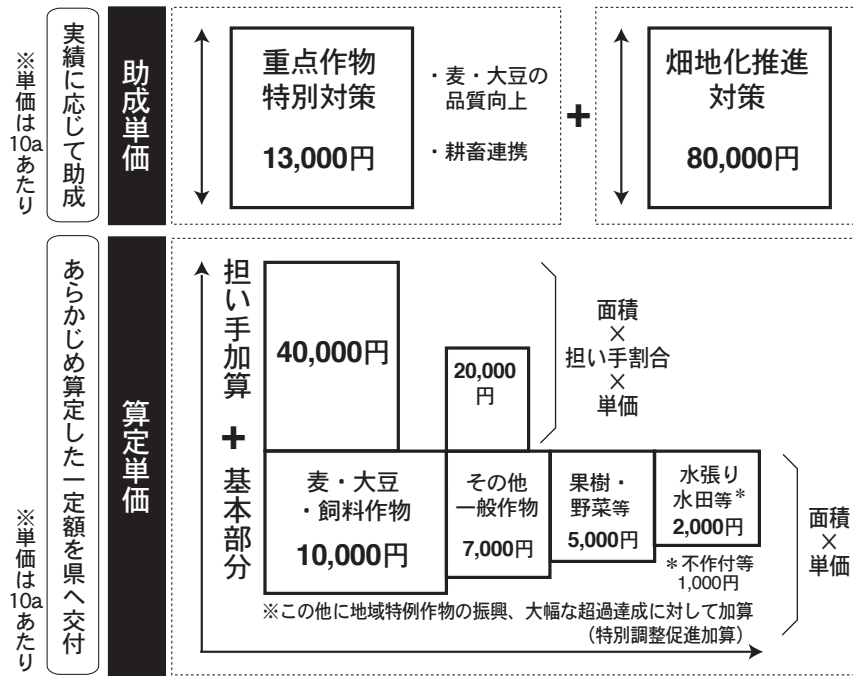
2003年8月14日発行

発行：社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365
Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
URL : http://www.hojin.or.jp/

※米政策改革全国説明会の資料は農林水産省のHPの左記のアドレスで入手できます。
http://www.syokuryo.maff.go.jp/notice/data/zsetumei158.htm

「産地づくり対策」の仕組み



● 水田農業構造改革対策
一、産地づくり対策

産地づくり対策は今の転作奨励金に代わる対策で、

- ① 国が一定の基準で算定した単価で交付金を県段階に交付
- ② 助成金の使途・水準は地域自らが設定

経営塾

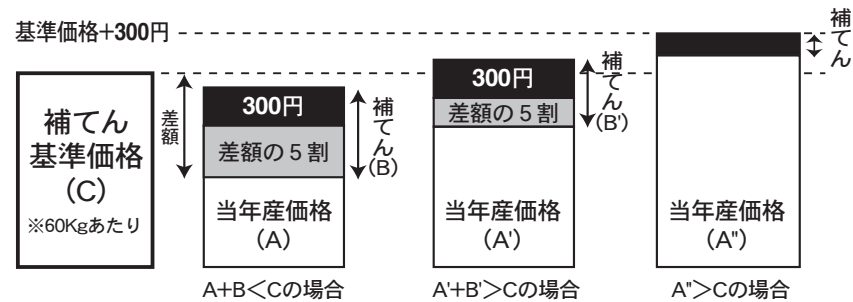
AgriBusiness
No. 160
ness

臨時増刊号

米政策改革の
具体策について

（社）日本農業法人協会

「稲作所得基盤確保対策」の補てん金交付イメージ



● 担い手経営安定対策

担い手経営安定対策は、水田営農の担い手の経営安定と、水田農業の構造改革の加速化をねらいとしたもので、対策の仕組みは次のようになっている。

- 一、加入対象者の要件
 - ① 認定農業者または集落営農のうち一元的に経営を行い、五年以内に法人化する計画等の要件を満たすもの
 - ② 水田経営規模要件：認定農業者は北海道10ha、都府県4ha。集落営農は20haとし、物理的に規模拡大が困難な地域や農地利用上の制約があり有機大倍や複合経営等により相当水準の所得を確保している経営については、知事の特認で要件が緩和される。
 - ③ 稲作所得基盤確保対策に加入

● 集荷円滑化対策

- 二、基準稲作収入：直近三年平均の稲作収入
- 三、補てん単価：差額の九割
- 四、拠出割合：生産者対国 11対3

集荷円滑化対策は、豊作によって過剰米が発生した場合に、主食用米と区分して加工用米として出荷した米に一年間の短期融資を行う対策で、

- ① 融資単価：三千円
- ② 生産者拠出：三千円
- ③ 保管料等経費助成：一千円
- ④ 集荷奨励：一千円（いずれも六十kgあたり）となっている。

平成十六年度の米関連対策予算の大枠が固まったことで、今後は地域段階で、新しい助成策にもとづいた地域水田農業ビジョンづくりに本腰を入れて取り組む必要があります。これまで日本農業法人協会では会員から選出された生産調整研究会等の委員の意見反映により、また専門部会における検討を重ねるなど一定の取組みを行ってきましたが、稲作法人がより地域段階でビジョン策定に参画し、自らの経営と地域の発展に貢献できるように、さらなる検討や調査などを行っていきたく考えております。